

島根県貸切バス旅行商品造成支援事補助金 申請の手順

1. 補助対象の旅行か要綱、概要を確認
2. 申請に必要な以下の書類を準備し、旅行実施の10日以上前に原本を送付
 - ①認定申請書（様式第1号）
 - ②お客様に提出した企画書、行程表等 ※以下の点を確認できること
 - ・旅行代金、宿泊施設、立寄箇所3か所以上（食事、土産販売施設、観覧、体験施設等）※特定の観光施設等を利用せず、自由行動とする場合（利用する観光施設が複数ある場合）は、行程表等で自由行動について確認できれば、立寄証明が無くても1か所として数えることができる。
 - ③貸切バスを利用することがわかる書類
（バス会社、バス代金が明記されていること。例：バスの引受書、運送手配書、見積書等）
3. 島根県より（申請）認定の通知が届く

→変更、中止の場合は、様式第3号「変更（中止）申請書」を提出する
4. 旅行実施

→**宿泊証明書（様式7号）、立寄証明書（様式8号）**を印刷し、各施設にて記入・押印いただく。（施設には旅行会社より依頼。発行が難しい観光場所、施設の場合は近くの観光協会等に依頼する。）
5. 実績報告に必要な以下の書類を準備し、旅行実施後14日以内に原本を送付
 - ①交付申請実績報告（様式第6号）
 - ②旅行契約、旅行商品の行程表等旅行内容がわかる資料
 - ③貸切バスを利用したこと（旅行実施後）がわかる書類
（バス会社、バス代金が明記されたバス会社発行の請求書等）
 - ④宿泊施設が発行する宿泊証明書（様式7号）
 - ⑤観光施設が発行する立ち寄り証明（様式8号）
6. 県より交付決定通知書が届き、精算払いにて補助金が支払われる